

空き家等の適正管理に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と、公益社団法人かつらぎ町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等の適正な管理を維持するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、所有者による空き家等の適切管理を促進することにより、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、地域の安全安心の確保及び生活環境の保全に寄与するとともに高齢者の地域社会における活動及び就業機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態若しくはその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態又は放置することによりこれらの状態に該当することとなるおそれのある状態をいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 空き家等の所有者等から、空き家等の管理について相談を受けた場合において、乙が行う空き家等の管理業務を紹介する。
- (2) かつらぎ町のホームページ及び広報紙等により、乙が行う空き家等の管理業務を紹介する。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、実施可能な範囲で、空家等の所有者等と契約し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等の見守り・目視確認（建物の外観（破損状況含む）及び敷地の雑草・樹木の状況確認）
- (2) その他、乙が受託できる一般作業

- 2 乙は、前項の業務に係る受託件数等の統計情報及びその他の活動中に得た管理不全な状態で危険な空家等と思われる建物の位置情報について、必要に応じて適宜、法令等に抵触しない範囲で甲に提供するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める内容を円滑かつ着実に推進するため、取組に関する情報交換を相互に行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期限は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の申し出がない場合は、有効期限満了日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。この協定書は2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保管する。

令和8年7月7日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 則

乙 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

公益社団法人かつらぎ町シルバー人材センター

理事長

南 典 昌